

令和4年3月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和4年3月30日（水）午後1時40分から午後5時09分

2 場 所 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 25人

1番	小林 康基	2番	中條 幸雄
3番	柳澤 一向	4番	武井 茂善
5番	中川 敦	6番	久保 節夫
7番	太田 辰男	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	10番	矢嶋 壽司
11番	窪田 英明	12番	塩原 秀俊
13番	田中 悦郎	14番	細江 弘光
15番	塩原 俊昭	16番	河野 徹
17番	濱 博	18番	齋藤 勝幸
19番	橋本 実嗣	20番	倉科 孝明
21番	塩原 至	23番	二村 喜子
24番	上條信太郎	25番	林 昌美
26番	瀧澤 和子		

(2) 推進委員 15人

推1番	西村 博	推2番	中野 千尋
推4番	梶原 知子	推5番	松田 和久
推7番	平林 哲	推8番	松下 秀一
推9番	田中 武彦	推10番	中平 茂
推12番	堀内 俊男	推13番	北野 喜八
推14番	山崎 和男	推15番	長崎 作夫
推16番	齋藤 知彦	推17番	中澤 一海
推18番	奈良澤 治		

4 欠席委員

(1) 農業委員 1人 22番 三村 晴夫

(2) 推進委員 3人 推3番 大澤 好市 推6番 赤羽 武史

推11番 田中 孝人

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第242号～第247号）

イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……（議案第248号～第254号）

ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……（議案第255号～第259号）

エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……（議案第260号～第269号）

オ 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件……………（第270号）

カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件

……（議案第271号、第272号）

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件
- カ 令和3年度違反転用への適正な対応に係る実施報告の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 報告事項

- ア 令和4年度松本市産業振興部（農業関係）予算について
- イ 令和3年度第4回農業経営改善計画の審査結果について
- ウ 令和3年度第4回青年等就農計画の審査結果について
- エ 令和3年度家族経営協定締結状況について
- オ 令和3年度農業者年金加入推進結果について
- カ 令和4年度松本市農業委員会関係予算について
- キ 農業委員会による最適化活動の推進等について
- ク 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8	出席職員	農業委員会事務局	局 長	小林 伸一
		//	局長補佐	板花 賢治
		//	係 長	高橋千恵子
		//	主 査	上原慎一郎
		//	主 事	藤井 勇太
		//	事 務 員	加藤 悠希
	農 政 課		課 長	長谷川雅倫
	//		係 長	中澤 史郎
	//		主 査	上條 信之
	//		主 事	田村 孝平
	//		事 務 員	中村 愛佳
	耕 地 課		課 長	上條 公德
	松本農業農村支援センター		課長補佐	戸谷 修一

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 17番 濱 博 委員
18番 齋藤 勝幸 委員
〔書記〕板花局長補佐、藤井主任

13 会議の概要

議 長

それでは、議事に入ります。

本日は農政課長さんと耕地課長さんにお越しいただいておりますので、順序を変更いたしまして、まずその他農業委員会業務に関する事項の報告事項ア、令和4年度松本市産業振興部（農業関係）予算についてから進めてまいります。

資料の24ページをお開きください。

それでは、農政課、耕地課の順にお二人から新年度予算の特色や主な内容についてご説明をいただきます。

長谷川（農政課）課長 皆さん、こんにちは。農政課長の長谷川と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、令和4年度の農業関係の予算についてご説明をいたします。

説明は着席にて行わせていただきます。

それでは、資料のまず初めに令和4年度当初予算の農林水産業費でございますけれども、22億6,470万円で、前年度に比べ5億7,656万円の減額となっております。松本市の一般会計予算に占める割合は2.2%でございます。

それでは、農政課の主な予算についてご説明いたします。

まず、1の農業費、（2）農業総務費、上から3つ目の白丸です。農業振興地域整備計画管理費は543万円で、おおむね5年ごとに行う農業振興地域整備計画の総合見直しの調査業務を新規に実施いたします。

1つ飛ばしまして5つ目の白丸、農畜産物販売促進事業費は563万円で、農畜産物マーケティング推進事業費と6次産業化支援事業費を統合いたしまして、松本の農畜産物のブランド化、販路拡大を進め、農業所得の向上を図るものでございます。令和4年度は、特に情報発信に取り組むことといたしまして、ふるさと納税返礼品の出品促進や松本市公式SNSから情報発信を新規に実施することといたしております。

次に、（3）農業構造改善事業費、1つ目の白丸ですが、農業者育成事業費は3,630万円で、未来を担う農業経営者支援事業は、認定農業者などの農業用機械、施設の取得費用の一部を補助するものでございます。令和4年度は補助率、補助金額の上限、補助要件の見直しを行い、実施をしております。

次のページ、1つ目の白丸、新規就農者育成事業費は3,197万円で、農業者育成事業費からの組替えで、新規就農者の確保、育成を行うものでございます。県やJAとの協議会により実施する農業者育成対策事業は、

研修期間中の生活準備資金の拡充、それから借家で新規就農を目指す研修生の家賃補助などの新設、これら制度の充実を図り、実施をするものでございます。

その下の白丸、スマート農業推進事業費800万円は、新規の事業で、農業委員会からの意見、それから議会からの提言がありましたスマート農業の取組を推進するため、機械、施設等の導入費用の一部を補助するものでございます。

次に、2の農業改良費、(2)園芸費、2つ目の白丸で、野菜・果樹・花き振興費は2,540万円で、前年度比6億2,154万円の減額です。これは令和3年度に実施いたしました松本ハイランド農協のスイカ共選所整備に伴う国の補助金が終了したことによりまして減額となったものでございます。

なお、スイカ共選所の整備は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けまして、輸入備品の納入が困難となっております、年度内に事業が完了できないことから、令和4年度に繰越しをして実施するものでございます。

次のページをお願いいたします。

令和3年度から繰越事業について説明をいたします。

(2)のそ菜花き振興費、産地パワーアップ事業は、先ほどの松本ハイランド農協のスイカ共選所の整備に係る補助金でございます。

(3)の畜産振興費、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業1億7,284万円は、四賀地区の〇〇〇〇〇〇が行う鶏舎の増築や鶏ふん処理施設の建設に対する国の補助金です。国の第3次補正予算に伴う事業で、年度内完了が困難なため、令和4年度に繰越しをして事業を実施するものでございます。

農政課の説明は以上です。

上條（耕地課）課長 それでは、続きまして耕地課の関係についてご説明申し上げます。

ページは同じく26ページをお願いいたします。

こちらの関係、農地費でございますが、1つ目の白丸、多面的機能支払交付金事業ということで、令和4年度3億903万円でございます。令和3年度の2億9,522万円に対しまして1,381万円の増ということになってございます。多面的機能支払事業につきましては、ご案内のとおり、面積に応じて単価を掛けて算出をするということでございまして、面積が昨年度から増えまして、4,411ヘクタールとなりました。なお、3年度は4,195ヘクタールでございましたが、216ヘクタール新たな取組等が始まるということと、活動組織が新たに1つ加わったということが主なところでございます。

それから、その下の白丸、県営土地改良事業費でございますが、こちらは県が実施する農業用水路等々の補修事業に対して市も費用を負担するというものでございます。来年度におきまして主なもの、ア、イ、ウ申し上げてございます。かんがい排水事業といたしまして、新村堰地区、それから

梓川右岸地区、それから畑地帯総合整備事業ということで、一応中下原、それから農村地域防災減災事業ということで、奈良井川の関係になりますが、今村堰の事業が計画をされております。

そして、ここのアのかんがい排水事業の2つ目の黒ポツ、梓川右岸でございしますが、こちらは今年度の負担金、当初予算の負担金が756万5,000円となっております。こちらは波田堰等々の排水路ということで、上高地線だとか国道158号線の下をシールド工法、大きなトンネルを掘って梓川に水を落として、溢水被害を防ぐという事業でございまして、総額が33億円余りの巨大事業でございまして、令和5年度において完成の予定なんです、令和3年度において国の3次補正がございまして、令和4年度分の事業費7億円が計画されておりましたが、その大部分、6億9,300万円余りが前倒しになりまして、それにつきましては2月の補正予算で1億6,000万円余りの負担金ということで計上して、年度内に支払う予定でございまして。

耕地課の関係は以上でございまして。

議 長

ありがとうございました。

ただいまお二人の課長さんからそれぞれ説明をいただきました。

これより質疑を行います。

推進委員の皆様も含めまして、発言ある委員の方は挙手をお願いいたします。

はい。

柳澤農業委員

本郷地区の柳澤ですが、農政課長さんに1つお聞きしたいのは、スマート農業推進事業費というのが、これは多分新規の計上だと思うんですけども、800万円ですか。具体的には、このスマート農業としてどんなことに対する補助というふうに捉えたらいいんですか。

議 長

長谷川課長。

長谷川（農政課）課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

スマート農業の推進ということで、現在こちらで想定しているのは、最近よく聞くロボット農機具ですとか、あと施設管理のデータを使った施設管理、こういったものを考えております。

1つの例を取り上げますと、例えば無人で作業を行うトラクターですとか、圃場の中の作物の病害虫の発生状況を観察するドローンですとか、農薬散布を行うドローン、それから気象条件、それから温度、湿度などを観測して、そのデータに基づいた施設の管理を行う仕組み、そんなことを想定しております。

以上です。

議 長

柳澤さん。

柳澤農業委員

内容はそういうことだとすると、ただ、私は今はやりのそういうロボット農業ということ以前の問題として、例えば現実に今、農地パトロールなんかやっているんですけども、中山間地はやっぱり相当パトロールに手間暇がかかっている。もうちょっと農地地図なんかを使ったタブレット等で、そういったパトロールの効率化を図るということ。それによって、空いた時間を本来の人・農地プランの実質化に対して具体的にどんなことができるのかというふうな検討に回すほうが、将来に向かって、何かやっぱり意味があるような気がしているんですけども、その辺の、農業新聞なんか読んでいますと、全国至るところとは言いませんが、何箇所かで、やはり農地パトロールをもっともっとそういったデジタルデータを使って効率化するという試みが行われているわけですよ。ですから、むしろそういうところからこういうスマート農業というか、その前提となる農業のデジタル化というふうなことを進めたほうが、やっぱり現実的という、地に足のついた政策になるんじゃないかという気がしますけれども、そこら辺はどう考えているんでしょうか。

議 長

局長。

小林局長

すみません、タブレットの関係でございしますが、それについては、農業委員会事務局のほうの担当になりまして、国のほうもタブレットを使って、農業委員さんたちにタブレットをお渡しして、農地の情報を現場でもってもう入力できて、紙の削減ですとか、事務費の削減につながるような、そういったことを国のほうも考えておりまして、本年度国の補正予算がついて、松本市の場合は、とりあえず今のところ9台の予算を計上しておりますが、4年度の中でさらに追加の補助が来るという連絡も来ておりますので、ちょっと時間はかかるかもしれませんが、ここ数年のうちにはタブレットが配付できるような状況になろうかなということで、その節はまた研修会等を開いて活用を図っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議 長

いいですか。

柳澤農業委員

分かりました。

議 長

ほかに。
中川さん。

中川農業委員

里山辺の中川です。いつもお世話になります。

農政課長さんにちょっと確認です。25ページのこの新規就農者育成事業のこれですね。非常にいいことだと思います。そこで確認なんですけど、この生活準備資金の拡充ということで、令和3年度までは月7万円が3年間

一律で、4年度採用者から1年目10万円、2年目、3年目は8万5,000円ということですが、これ、令和4年度採用者ですから、仮に令和2年度、3年度の採用者はこれには適用しないということでもいいんですよ。

議 長 長谷川課長。

長谷川（農政課）課長 今、中川委員からご指摘あったとおり、現在研修を行っている方たちは適用されないということで、これから令和4年度から新たに研修に入られる皆さんが対象となります。

中川農業委員 ありがとうございます。

そうすると、その下に家賃補助の新設とありますが、これは令和4年度採用者からと書いてないんですが、こちらはどうなりますか。

議 長 長谷川課長。

長谷川（農政課）課長 家賃補助につきましては、現在研修を行われている方も含めて補助をというか、対象としていきたいというように考えております。

中川農業委員 ありがとうございます。承知しました。

議 長 ほかの方で……

中川農業委員 もう一件あるんですけども、いいですか。

議 長 ちょっと待ってください。
じゃ、お願いします。

山崎推進委員 梓川の山崎と申します。よろしく申し上げます。

ちょっとお願いなんですけれども、多面的機能支払交付事業、私が一応担当してまして、もう2日、1日二、三時間しか寝ないで、やっと仕上げた、今日申請したところなんですけれども、1つ言えることは、もうちょっと簡略化できないかということが1つと、こんなこと言っちゃんですけども、市の職員が替わったりするたび、物すごく厳密にやる人と、物すごく、いろいろむらがあるもんで、ある程度、簡素化にして、もうちょっと楽にしてもらいたいと思っているんですけども、これは単なるお願いです。

議 長 それでは、上條課長。

上條（耕地課）課長 ありがとうございます。確かに事務、事業計画、それから実績の段階で、本当に膝を突き合わせ、いろいろな書類の整理等々をして、適正に交付金

をお使いいただくために、若干の厳しさがあるのは、これは事実でございます。

多面的機能の推進につきましては、県のほうでも協議会がございます。実際、現場の人間として、国のほうで、国の費用が50%というようなことになりますけれども、残念ながら、今年度におきましては、ご時世で会議がなく、書面決議というようなことになってしまいましたけれども、地域の皆さん、あるいは取組主体の皆様から寄せられたご意見につきましては、そういった推進協議会の中で国のほうにつなげてまいりたいというふうに思いますが、現段階ではちょっとね、私どもも実際に事務に手を下すということはなかなかこれ、できませんけれども、いろいろなアドバイスとか、そういったことで精いっぱい取組主体の皆様をサポートしてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。じゃ、前向きにお願いします。
じゃ、河野さん。

河野農業委員 島内の河野ですが、上條課長さんのほうにお願いといたしますか、要望ですが、多面的機能支払の国、県、市のいわゆる補助金ですね。補助金の入りが非常に遅いものですから、半年間それなしで事業をやっていかなきゃいけないということがとてもちょっと大きな問題になっていまして、なかなかね、それ、ある程度繰り越してやってはいるんですが、もっと早くならないでしょうか。

議長 じゃ、上條課長、お願いします。

上條（耕地課）課長 すみません、支払いのタイミングについては、今現在のタイミングでちょっとご理解をいただきたいと思いますが、そういったご意見があるということはしっかりと伝えてまいりますので、よろしく願いをいたします。

なお、ご案内のとおり、多面的機能の制度につきましては、5年間の計画ということで、ある程度の繰り越しですかね、こういったことも認められている中で、現実的にはその中で、大変恐縮でございますが、年度当初等運営していただくということになりますけれども、よろしく願いをしたいというふうに思います。

以上です。

議長 いいですかね。
じゃ、中川さん。

中川農業委員 すみません、何度もすみません。
耕地課長さんにちょっとお尋ねといたしますか、確認なんです、今の多面

的機能支払交付金です。私のところ、里山辺、あと隣、入山辺なんですが、この交付金でお世話になっている案件が幾つかあります。

実は、地域がダブって、町会としてダブっているところがあるんですね。1つは、上金井地区創生会というのがあって、ここでいろいろ、草刈りとか何かいろいろやっているのがある。これでお世話になっているのが1つと、もう一つは、山辺簡水共同施工と言って、入山辺のほうから、いわゆる簡水の設備をずっと下に下りてきて、今、これの修理とかそんなことで、一生懸命みんなですべてやっています。これも交付金のお世話になっています。

この簡水の一番下が実は上金井なんですね。場所、地域がダブっているんですね。ただし、こっちの交付金とこっちの交付金のエリアは違う。これがあれなんですけれども、この簡水のほうの交付金は上金井には出ないと言うんですね。なぜかという、上金井の町会として創生会で取り組んでいるので、上金井の町会として創生会で入っているもんだからという理由で、簡水のほうは上金井は出ないよというようなことなんです、これってあり得るのかなという素朴な疑問なんです、いかがでしょうか。

議 長 上條課長。

上條（耕地課）課長 すみません、本当に取組主体、属人なのか、属地なのかということもございまして、非常に難しい問題なんです、ただ、国の制度自体が、面積に対してお支払いするということなんです。なので取組主体がある。10町歩ばかりある。また、その近くの取組主体が20町歩くらいある。これの重複はできないんです、残念ながら。です、ので、現在、47取組主体があるんですね。確かにある程度大きくなったほうが、事務も効率的だということで、ある程度、取組主体の合併じゃないですけども、そういったことも進めている中で、今年も2つくらいですかね、ちょっと合併的などころがありまして、おっしゃるように、確かに水は高いところから下のほうに流れてきているというようなところがありますけれども、現状の制度では、あくまでも面積に対してということとございまして、ちょっとその重複というものができないのが現状とございまして、ご理解をいただければというふうに思います。

中川農業委員 はい、承知しました。

議 長 じゃ、お願いします。

武井農業委員 入山辺の武井です。よろしく申し上げます。

まず1点、現市長になって、まず農林部が解体して産業経済部ということで、今までかつてないことだと思います。1回あったかなと思うんですけども、非常に我々農業としては切ない思いでございまして、なかなか現市長さんは、いろいろなことでもって市民の関心は取っているようなんですけれども、やはり農業に対してどのくらいの関心度があるかな。やはり今回

の当初予算見ますと、やはり減額、前年より減っているという中では、やはりかなということをお願いします。

ぜひとも、世界情勢、非常に今、厳しい状態になってきていると。こういう中で、やはり松本市も、やはり先を見越したやっぱり取組というものを、やはり名前で政治はできるわけないと思いますけれども、やはり農業という、「農」という字はぜひ守ってもらいたいな。ぜひまた課長さんたちも、機会あるごとに、我々農民を上げてもらいたいなと思っております。よろしくをお願いします。

議長 長谷川課長、いいですか。5億7,600万円の△の経過も含めてお願いします。

長谷川（農政課）課長 ご意見ありがとうございます。

まず初めに、予算の減額についてご説明いたしますが、5億7,600万円、こちらは単純に、令和3年度は松本ハイランド農協が大きなスイカ共選所の施設整備ということをやったことに対する国の補助金がありました。それは令和3年度で終了ということで、その額がそっくりマイナスになったというふうに見ていただければよろしいかと思えます。

ですので、これまでの事業に当たる部分につきましては、同額あるいは若干の増となっておりますので、そんなご理解をいただきたいと思えます。

そのマイナス分というのは、25ページの園芸費というところに6億2,183万円という△がございまして、そちらでございまして。

それから、組織の改編がございまして、農林部という部署がなくなって、産業振興部になったということにつきましては、これまでもいろいろな機会に皆様方からご意見をちょうだいしております。議会の中でも一般質問などでも取り上げられまして、その都度市長が答弁をしておりますけれども、名前は変わりましたが、農業というものをちょっとないがしろにしているということではなくて、確かに産業という規模としては、松本市の中ではそれほど大きくはないわけがございましてけれども、大事な産業だというふうに捉えておりますし、また、今のような社会経済情勢などの中から、改めて農業の大切さだとか、必要性だとか、そういうことが見直されていて、これから伸びていく、そういう要素もある産業だよという認識はしているということを常々話をされています。

組織問題につきましては、なかなか私たち、ちょっとお答えするのは難しいところではございますが、農政というこの仕事を任されている我々としては、松本市の農業、農村の振興、発展に向けまして、日々努力をさせていただいて、皆様方にごっかりされないような仕事をしていきたいというふうに常々思っておりますので、そのことはぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長 武井さん、現場の会長さんとしては、これ、どうですかね。

武井農業委員 1 個だけね。

議 長 武井さん。

武井農業委員 大阪だとか、ああいう都市でも農林部あるんですよ。長野県の松本市がないというのは非常に切ないです。
以上です。よろしくお願いします。

議 長 今、武井さんおっしゃったとおりだと思います。もちろんその辺の意思表示は、我々意見書もありますし、それぞれの立場、立場で申し上げながら、意のあるところをやっぱり行政のトップにつなげていくしかしようがないというふうに思っておりますので、その辺、また現場の会長さんも意のあるところを含んでいただいて、お願いしたいというふうに思います。
ほかに。
二村さん。

二村農業委員 すみません、遊休荒廃農地の対策事業についてちょっとお願いしたいんですけども、実は私も農業委員させていただいているので、地域とかそういうところで困っている、また私、JAの組織推薦なもんですから、JAのほうでも荒廃地で困るところがあって、そこを次の人に耕作していただくように本当に努力をしているんですが、途中で荒廃地の予算がなくなったから、もうそれは出ませんよと言われたことが何回もありまして、本当に荒れているところは、だんだんその周りも荒れてきちゃうので、できるだけ少なくしようと思って、みんなでやろうと思っているんですよ。そういうときに何かいい方法というか、やっぱり何もなくてそこを草刈りしたり何とかしてするのは、とても次の人にお願いするのにも、こちらは大変で、なので予算がないときに、ぜひ何か手だてはないかなというふうに思っているんですが、その点はどうでしょうか。

議 長 長谷川課長、お願いします。

長谷川（農政課）課長 ありがとうございます。遊休荒廃地を解消していくという重要な取組でありますから、我々としても毎年予算を計上して、事業を支えていこうというふうに取り組んでいます。

その予算がなくてできなかったというのは、ちょっとどんなタイミングだったのかということもあるのかとは思いますが、我々としては、地域の取組の体制が整って、実施できるということであれば、予算については、例えば補正予算などということも考えられますので、それはそれでまたご相談いただければ、対応はしたいと思います。

ただ、タイミングによっては、やはり市の事業はどうしても年度で区切られるもんですから、そういうタイミングの中で、たまたま今年度は難しい

よってというような時期も出てはくる場合もございますので、その辺はまたご相談させていただきながらということでございます。

以上でございます。

二村農業委員 よろしく申し上げます。

議長 はい。

梶原推進委員 すみません、初歩的な質問かもしれないんですが、予算に、例えば最後の26ページの最後の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業だとか、〇〇〇〇さんとか、そういう特定の企業さんですか、そういうところにお金が沢山行く、もしくはかんがい施設に予算が行くって、その決定の過程、どういうふうに決定されているんでしょうか。

一農家が声を上げたら、それをどこに持っていけば、こういう予算がついたりするのかなというのが知りたくてお聞きしました。

議長 梶原さん、ありがとうございます。
じゃ、長谷川課長。

長谷川（農政課）課長 お答えいたします。

農業に係る補助金というのは、国ですとか、県ですとか、あとは市が独自にやっているものとか、様々な事業がございます。それぞれの事業には、その事業ができる要件というものがあまして、その要件に合致する計画であれば、その補助金を申請できる、こんなふうになっております。

まず、どこへ相談したらいいかということは、まずは市役所、農政課、あるいは土地改良事業でしたら耕地課にご相談をいただいて、皆さんの、その相談者の計画に対して対応できるような補助事業があるのかなのか、そこを一緒に探すようなところから始めさせていただければと思います。

ただ、いろいろな補助事業の条件がございますので、それに適した計画であれば、補助金の交付に結びつくこともございますけれども、なかなかそういうことにならないご要望もあるものですから、全て対象というわけにはなかなかいかないわけでもございますが、まずは市のほうへ相談いただければと思います。

以上です。

議長 すぐには理解、ちょっと難しいと思いますが、窓口、常にオープンしていますので、苦情、意見、質問等どんどん出してください。
ほかにありますか。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですかね。

また情報・研修委員会の皆さんお骨折りいただき、来月の末にはそういう農政現場の方とのディスカッションの機会がありますので、またそれまでに何かありましたら、またお出しをお願いしたいと思います。

それでは、ほかにはないようですので、この報告事項につきましてはご承知おきをお願いいたします。

当委員会といたしましても、予算の適正な執行に協力し、産業振興部と共に農業振興に取り組んでまいりたいと思います。

ここでお二人は退席となります。大変ありがとうございました。

(長谷川農政課長、上條耕地課長退席)

議 長

お待たせしました。

それでは、次第に沿って、農地に関する事項から議事を進めてまいります。初めに、議案第242号 農用地利用集積計画の決定の件及び本日は三村晴夫委員が欠席ですので、243号も併せて上程いたします。

別冊の総会資料をお手元にご準備ください。

それでは、まず農政課から議案の説明をお願いいたします。

中村事務員。

中村（農政課）事務員 農政課、中村でございます。着座にて失礼いたします。

別冊資料、議案の1ページをご覧ください。k

5 - (1) - ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第242号になります。

合計のみ読み上げますので、26ページをご覧ください。

では、合計を申し上げます。

一般、筆数263筆、貸付け133人、借入れ78人、面積44万8,722平米。

経営移譲、筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,676平米。

所有権の移転、筆数10筆、貸付け4人、借入れ2人、面積1万1,474平米。

第18条2項6号関係、筆数4筆、貸付け2人、借入れ2人、面積6,171平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数225筆、貸付け133人、借入れ1人、面積40万6,871.71平米。

（一括方式機構配分関係）、筆数203筆、貸付け1人、借入れ82人、面積36万8,348.71平米。

合計、筆数707筆、貸付け274人、借入れ166人、面積124万3,263.42平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数351筆、面積66万4,158平米、集積率は80.68%です。

議案第242号は以上となります。

続きまして、27ページをご覧ください。

議案第243号となります。
合計欄のみ申し上げます。
筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積693平米。
認定農業者への集積率は100%です。
議案第243号は以上となります。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見等
ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
以降、議案の採決においては農業委員の方を対象に行います。
議案第242号及び243号について、原案どおり決定することに賛成の
委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きまして、議案第244号 農用地利用集積計画の決定の件について上
程いたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会
法第31条、議事参与の制限の規定により、柳澤委員には退室をお願い
いたします。

(柳澤農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
中村事務員。

中村（農政課）事務員 引き続き27ページをご覧ください。
議案第244号になります。
合計欄のみ申し上げます。
筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,164平米。
認定農業者への集積はありません。
議案第244号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第244号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室している柳澤委員の入室をお願いいたします。

(柳澤農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第245号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、同様に倉科委員には退室をお願いいたします。

(倉科農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
中村さん。

中村（農政課）事務員 続きまして、28ページをご覧ください。
議案第245号となります。
合計のみ申し上げます。
一般、筆数5筆、貸付け1人、借入れ1人、面積6,589平米。
農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数21筆、貸付け1人、借入れ1人、面積3万5,721平米。
合計、筆数26筆、貸付け2人、借入れ1人、面積4万2,310平米。
認定農業者への集積は、一般分、一括方式機構配分関係分ともに100%となります。
議案第245号は以上となります。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第245号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
退室している倉科委員の入室をお願いいたします。

(倉科農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第246号 農用地利用集積計画の決定について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、橋本委員に退室をお願いいたします。

(橋本農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
中村さん。

中村(農政課)事務員 続きまして、29ページをご覧ください。
議案第246号になります。
合計のみ申し上げます。
筆数5筆、貸付け2人、借入れ1人、面積3,855平米。
認定農業者への集積率は100%です。
議案第246号は以上となります。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第246号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室している橋本委員の入室を許可いたします。

(橋本農業委員 入室)

議長 続きます、議案第247号 農用地利用集積計画の決定について上程いたしますが、本件も委員に関する案件になりますので、塩原至委員には退室をお願いいたします。

(塩原(至)農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
中村さん。

中村(農政課)事務員 引き続き29ページをご覧ください。

議案第247号になります。

合計のみ申し上げます。

筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積2,802平米。

認定農業者への集積率は100%です。

議案第247号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第247号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室している塩原至委員の入室を許可いたします。

(塩原(至)農業委員 入室)

議長 続きます、議案第248号から254号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、7件について上程いたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
加藤事務員。

加藤事務員 農業委員会事務局、加藤です。着座にて失礼いたします。
それでは、農地法第3条の規定による許可申請許可の件についてご説明いたします。

総会資料1ページご覧ください。

議案第248号は、農地保全のため、所有権移転をするものです。

議案第249号は、土地の交換のため、所有権を移転するものです。

議案第250号は、新たに農業を始めるため、所有権を移転するものです。なお、参考として、新規就農者の〇〇さんの資料を3ページに掲載しております。

議案第251号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。なお、本件は別段面積の設定によります。

議案第252号は、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

議案第253号は、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

議案第254号は、新たに農業を始めるため、所有権を移転するものです。こちらも参考資料を3ページに掲載しております。新規就農者の〇〇さんの現在の住所地は、仕事の都合で飯島町になっておりますが、間もなく波田に移る予定だと伺っております。なお、本件も別段面積の設定によるものです。

以上7件につきましては、議案第251号及び254号を除き、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上になります。よろしく願いいたします。

議長 次に、地元委員の方のご説明をいただきます。

248号、島内でありますので、河野委員、お願いします。

河野農業委員 別冊に位置図が載っておりますので、ご覧いただきたいと思います。大糸線のすぐ近くですが、隣接する〇〇〇〇さんが、その農地を取得をするということで、特に問題はないかと思えます。

以上です。

議長 それでは、249号、中條さん、お願いします。

中條農業委員 249号ですが、〇〇さん同士で、親戚ですが、今回、〇〇〇〇さんから〇〇〇さんと読みますが、〇〇さんに農地を移動するということでありませう。交換ということですが、〇〇さんから〇〇さんへは宅地を移動するということ、農地のほうだけの所有権移転の許可申請となります。農地は3筆ありまして、〇〇〇-〇が田んぼ、あと〇〇〇-〇が畑、〇〇〇-〇が畑でありまして、田んぼはそのまま耕作しますし、畑はネギとかジャガイモを作るということで聞いております。特に問題はありませう。

議長 ありがとうございます。

250号、中川でありますので、久保委員、お願いします。

久保農業委員 先般、本人の〇〇さんと本郷地区農業委員の柳澤さんともお会いしまして、

場所も確認取りまして、新たに四賀に来て農業をやっていただけるということで、非常にありがたい話であります。ぜひ頑張って、田んぼは少し離れていますけれども、畑には果樹かなんかやりたいという意味ですので、またいろいろご指導していただいて、うまくいくことを祈っております。
以上です。

議長 ありがとうございます。
続いて、251号、波田でありますので、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 地図を見ていただきまして、〇〇さんの果樹園につきましては、2月のときに松本波田道路の残地というところで確認をいたしまして、リンゴが植わっておりました。それで、このまま〇〇〇さんが継続していただければよろしいかなと思います。
以上です。

議長 ありがとうございます。
252号、同じく塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 経営規模拡大のため、〇〇さんが、友人であります〇〇〇さんが農地を手放したいという希望があったので、規模拡大のために2筆購入するということで、今までもその農地についてはお借りしていたので、そのまま継続していく感じで、問題ないかと思います。
以上です。

議長 ありがとうございます。
続いて253号、2ページをお願いします。

塩原（至）農業委員 〇〇さんにつきましては、地図を見ていただいて、実際に推進委員の方と本人とも話し合いました、現場を見に行きました。それで、今までその借りていた場所に育苗ハウスを2棟建てておりました、〇〇さんがもう土地を手放したいということで、〇〇さんにハウスを壊してでも出て行ってくれないかということを申したみたいで、それでも〇〇さんはやはり育苗ハウスを壊すということもなかなか、もう70歳ぐらいで、今後この場所でやっていきたいということで、その農地を買うことにしたそうです。経営も規模拡大、息子もいますので、経営規模拡大したいということでありますので、問題はないかと思います。
以上です。

議長 ありがとうございます。
続いて254号、お願いします。

塩原（至）農業委員 254号の件につきましては、この方は新規就農ということであります。

実際に飯島町に今、暮らしていますが、子供が病院に入院しているみたいで、月に何回か飯島町から通って見に来ているということで、もうやり切れないから、農地ではなく宅地を探しておりまして、ちょうど波田の場所に宅地の売り物件があり、そこを購入するに当たり、3畝ぐらいの畑があるということで、その3畝の畑のために新規就農を希望し、自家用野菜を作るといことです。問題ないかと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、全体を通して質問、意見等ありましたら、委員の皆様、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、7件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第248号から254号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。

続きまして、議案257号から259号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、5件及び関連がありますので、議案第267号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件と議案第270号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件について上程いたします。

それでは、事務局から一括して説明をお願いいたします。

藤井主任。

藤井主任

農業委員会事務局の藤井です。着座にて説明をさせていただきます。

それでは、まず議案番号第255号ですが、関連があります議案第270号から説明をさせていただきますと思います。

9ページをお願いいたします。

議案第270号、5条の許可後の計画変更となります。

○○○○○○○○は、建て売り住宅の目的で農地法5条の許可を受けておりました。転用許可後、建て売り住宅では顧客のニーズに応えるのが難しくなり、建築業者と顧客で建物の打合せを行える特定条件付土地による一戸建て住宅のほうが全区画の住宅建築を早期に完了することができるため、今回の変更申請となったものです。

それでは、4ページにお戻りください。

議案第255号、先ほどご説明をした議案第270号の計画変更の目的ど

おりの4条申請となります。こちらの内容については、議案書のとおりとなります。この件につきましては、前回の許可後に所有権移転登記が完了しているため、改めての4条申請となっております。

続きまして、議案第256号、関連がありますので、議案第267号について説明をいたします。

まず初めに、議案第256号、転用目的は農家住宅離れです。内容については議案書のとおりとなります。

続きまして、7ページ、議案第267号、転用目的は農家住宅離れです。内容については議案書のとおりです。こちらは、土地所有者である兄と妹での共同の農家住宅離れ建築計画のため、4条と5条の同時申請となっております。

再び4ページにお戻りください。

議案第257号、転用目的は農家住宅の敷地拡張となります。内容については議案書のとおりです。

続きまして、議案番号第258号、転用目的は通路用地となります。内容については議案書のとおりです。

続いて、5ページをお願いいたします。

議案番号第259号、転用目的は宅地拡張となっております。内容については議案書のとおりですが、やむを得ないものとして追認申請となっております。

以上、これらの案件につきましては、一般基準の各要件を満たしていると判断しています。

よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、地元の委員の方の意見を願います。

議案第255号、笹賀ですので、矢嶋委員、よろしくお願いします。

矢嶋農業委員

写真等ございますけれども、前回のときに5条申請ということで許可いただいておりますけれども、説明のとおり計画の変更と。建て売りから一戸建て住宅、特定条件付ということで、早く事業を完了させたいということでの変更申請でありますので、特段内容変わっておりませんので、お認めをいただきたいと思っております。

議 長

ありがとうございました。

現地を見ていただいた小林委員。

小林農業委員

この3月23日に中條委員と2人、そして事務局の藤井さんと保科さんと朝から現地確認をさせていただきました。総じて地域との整合が取れていて、問題ないということで、4条についてはお願いをしたいと思っています。

5条については、中條さんのほうで、お願いします。

- 議長 ありがとうございます。
それでは、続きまして256号ですけれども、今井であります。田中武彦委員と過日、現地を確認して、地区農振から農振も通っておりますし、現状を見て、問題ないというように判断いたしました。
小林委員、いいですか。
- 小林農業委員 結構でございます。問題ないと思います。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、257号、中川でありますので、久保委員、お願いします。
- 久保農業委員 ○○さん本人が手広く農業をやっておりまして、たまたま今ある住宅のすぐ隣がワイン用のブドウ畑であります。若干家を建て増しするのに、ほんの僅かですが、引っかかるということで、何とか許可していただきたいということで、何ら問題はありません。
- 議長 ありがとうございます。
小林委員、現地はそれでいかがですか。
- 小林農業委員 先ほど申しましたように、問題なくやられたということで、了解したいと思います。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、258号、梓川でありますので、倉科委員、お願いします。
- 倉科農業委員 資料の地図見ていただきますと、真光寺というお寺のある寺家という集落の中の一角になりますけれども、この農地は、写真の右側が西、左側が東、奥が南、手前が北ですけれども、西側が本人の所有の宅地と、あと倉庫の置いてある畑、東側も本人所有の農地になっております。奥の南側は別の所有者の方のリンゴ畑になっておりまして、手前の北側に市道がついています。今回、この奥の倉庫からの出入口ということで、道路に向かって出たいということで今回の申請のあったものですが、現在も倉庫を出るためには、現在のこの場所を利用しなければ出ることができませんので、ここを正規な手続を取った上で、通路用地として申請を上げてこられたということでございますので、状況からしてやむを得ないものと考えております。
以上です。
- 議長 ありがとうございます。
現地を見ていただいた小林委員、お願いします。
- 小林農業委員 お話しのよう、通路用地ということでございますので、問題ないと思

ます。

議長 ありがとうございます。
続きまして波田でありますので、塩原委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 259号の追認案件ということで、今から四、五十年前に親がそのところに勝手に車庫を建てて、そういうことを知らないで、そのまま自分が農業を継いだときに、そこに車を置く場所を建てたということであります。この方は結構農業に力を入れている方ですので、ぜひ追認案件ではございますが、宅地の拡張をお願いしたいと思えます。
以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、現地を見ていただいた小林委員、お願いします。

小林農業委員 敷地内ということで、問題はないかと思っております。

議長 ありがとうございます。
それでは、全体を通しまして推進委員の方も含めましてご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件、5件及び農地法第5条に関する案件2件について、一括して集約いたします。
農業委員の方に伺います。議案第255号から259号及び267号と270号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第260号から269号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件のうち、先ほど審議いただきました267号を除く9件について上程いたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任 農業委員会事務局、藤井です。着座にて説明をさせていただきます。
それでは、議案書6ページをお願いいたします。
議案第260号、転用目的、農家別棟住宅となります。内容については議

案書のとおりとなります。

続きまして、議案第261号、転用目的、分家住宅となります。内容については議案書のとおりとなります。

続いて、議案第262号、転用目的、農業用倉庫、内容については議案書のとおりとなります。

続きまして、議案第263号、転用目的、住宅、内容については議案書のとおりとなります。

続きまして、7ページをお願いいたします。

議案第264号、転用目的、地域密着型介護老人福祉施設の駐車場敷地拡張となります。内容については議案書のとおりとなります。

続きまして、議案第265号、転用目的、駐車場、内容については議案書のとおりとなります。

続きまして、議案第266号、転用目的、貸し駐車場となります。内容については議案書のとおりとなります。

続きまして、8ページをお願いいたします。

議案第268号、転用目的、資材置場及び駐車場となります。内容については議案書のとおりとなります。

続きまして、議案第269号、転用目的、駐車場及び資材及び樹木の苗置場です。内容については議案書のとおりですが、こちら、やむを得ないものとして追認申請となっております。

以上、これらの案件につきましては、一般基準の各要件を満たしていると判断しております。

よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、順次地元の委員の方からご意見をいただきます。

260号及び261号、島内にありますので、河野委員、お願いします。

河野農業委員

別冊の写真つきのほうの農地と一緒に見ながらお願いしたいと思います。260号、農家別棟住宅ということで、〇〇さんのお宅の後継者となる方ですが、そちらへ使用貸借権を設定するというので、見てのとおり、柱がところどころに立っていますが、その柱の向こうに、見えるのが島内の小宮保育園です。その近くの住宅と住宅に挟まれた一角でございます。

続きまして、261号、分家住宅です。写真のほうを見ていただくと分かりますが、この車の止まっているところが今回の転用するところですが、その向こうに2階建ての住宅があり、母屋というか、ご主人がいるところですが、息子さんに分家を建ててやるということで、この土地を選択したということです。この右側も宅地ですので、ずっと宅地が続くという状態です。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

じゃ、それでは現地を見ていただいた、中條委員。

ざいまして、その間の農地を駐車場にしたいということで、中平委員と現地を視察しましたけれども、別に問題ないということです。

議 長 ありがとうございます。
中條委員、お願いします。

中條農業委員 今おっしゃられたように、周りがもう住宅になっていまして、特に問題ないと思われま。

議 長 ありがとうございます。
続きまして265も和田でありますので、塩原委員、お願いします。

塩原（俊）農業委員 265号ですけれども、写真のほうをご覧いただきたいと思いますが、写真の下のほうが、この譲受人の〇〇さんの自宅になります。〇〇さんは建設業を営んでおりまして、建設重機とトラックを自宅の近くに置きたいということのようです。周りの農地には全く影響ない土地になりますし、それから2方向が宅地に囲まれているということで、全く影響ないというように見てまいりました。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
それでは、中條委員、お願いします。

中條農業委員 今おっしゃられたように、2方向が道路で、反対の2方向が住宅ということで、駐車場ということで、問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。
続きまして266号、笹賀でありますので、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員 一応写真のほうをご覧いただきまして、県道の松本空港線沿いで、二子橋から300メートルくらい西側の場所になりますが、このところにはミドリカワ眼科、それから〇〇〇〇ということで建物が続いていますけれども、この写真につきましては、北側から南を見た写真になります。左手に見える建物が〇〇〇〇の建物であります。正面に見えるのがミドリカワ眼科ということで、このところを〇〇先生個人の名前で取得をして、現在、この〇〇〇〇も〇〇先生個人の土地を法人に貸してあるという形で経営をされておりますので、現在、大体1日65組くらいの患者さんが見えるということではありますが、従業員の駐車場もなかなか確保できないということでもありますので、この土地を購入しまして、〇〇〇〇の法人に貸している形で、貸し駐車場ということで造りたいという申請であります。譲渡人につきましても、経営の規模を縮小したいということも考えていたということでもありますので、ほかの農地に与える影響もないと思われま。

問題ないというように思います。

議長 ありがとうございます。
それでは、中條委員、お願いします。

中條農業委員 今おっしゃられたように、田んぼでしたが、入ってくるところが左のほうからで、農地に影響を与えることはないと思いますので、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
それでは、267号は、前段というか、先ほど申し上げたとおりでございますし、268号ですが、これも過日、田中武彦委員と2人で現地を見てまいりました。地図ご覧いただくと分かると思いますが、松本空港滑走路北側の東側、農地を維持していくのは非常に難しい地域でありますので、ここはやむを得ないというように判断しております。
それでは、中條委員、お願いします。

中條農業委員 今、会長がおっしゃられたように、もう農地としては少し無理かなというところで、前から隣が農地を、足場の会社に複数回やってあるところで、特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
それでは、続きまして269号、波田でありますので、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 269号につきまして、追認案件ということで、写真と地図を見ていただきまして、〇〇〇〇さんがこの左の上のほうに小さく書いてあると思います。そこが自宅であります。そして、場所につきましては、諏訪神社の本当に鳥居の真ん前ということで、周りは宅地で、これも親の代から苗木を作っております、いわゆる土場ですが、大型車が来たり、苗木運んできたのを降ろしたりというので、もう40年以上やっているということで、追認でありますので、ぜひ許可していただきたいと思います。
以上です。

議長 ありがとうございます。
中條委員、お願いします。

中條農業委員 特に問題ありません。

議長 ありがとうございます。
以上で説明のほうは終わりました。
全体を通しまして、推進委員の方も含めまして何かご質問、意見等あった

ら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、9件について、一括して集約いたします。
農業委員の皆様には伺いますが、議案第267号を除く議案第260号から269号について、原案どおり承認することに賛成の委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第271号及び272号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件について上程いたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
加藤事務員。

加藤事務員 それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。
着座にて失礼いたします。
総会資料10ページご覧ください。
議案第271号、沢村にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。
議案第272号、沢村にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。
以上、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、地元の委員の方のご意見を伺います。
271号、272号、小林委員、お願いします。

小林農業委員 それでは271号、〇〇〇〇さんの田んぼと畑ということになります。この28日に現地確認をさせていただきました。田んぼは岡田ということで、ご自宅から離れていますが、畑については、ご案内のようにほぼ1枚の畑に見えますけれども、筆数が6筆ということになっておりまして、主にリンゴを作っておいでで、リンゴほか果樹類が植えてあって、ここに関しても多少傾斜地ですが、問題はないと思って見させていただきました。
引き続き、272号ですけれども、地図が別々になりますので、私のほうから蟻ヶ崎、そして岡田については中條委員のほうから申し添えていただきます。

初めに、畑ということで、ここにありますように、蟻ヶ崎地区ということで、やはり6筆ということになります。場所が蟻ヶ崎台の上ということで、

散在をしておりましたので、ご本人に協力を願って、一緒に回らせていただきました。傾斜地の中で、ほとんどリンゴあるいは桃をやられていて、きれいに整備をされて、ちょうど剪定の時期というようなことで、苦勞のところですけども、頑張っておられたということでございます。
以上でございます。

議長 それでは、中條委員、お願いします。

中條農業委員 ○○○○さんですが、○○○と○○○はつながっていますが、○○○は田んぼということで、水田を耕作しています。それから、○○○はリンゴ園になって、今、耕作中です。それと、○○○番ですが、ここはブドウ園ということで、ブドウを作っております。

ただ、最初の○○○○さんですが、岡田に○もあるんですが、ここは圃場整備した水田になっていきますので、水稻を耕作していますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、全体を通しまして、この2件につきましてご意見、ご質問等ある方はお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件について一括して集約いたします。

農業委員の皆さんにお伺します。議案番号第271号及び272号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

事務局から報告事項のアからオについて一括説明をお願いいたします。

加藤事務員。

加藤事務員 それでは、報告事項のアからオについて説明いたします。

総会資料11ページからご覧ください。

11ページ、非農地証明の交付状況の件、1件、12ページから14ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、17件、15ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、26件、18ページ、農地法第4条の規定による届出の件、1件、19ページから21ページ、農地法第5条の規定による届出の件、14件。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま報告について、委員の皆様から質問、ご意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　ご意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおりご承知おきをお願いいたします。

　　続きまして、報告事項カ、令和3年度違反転用への適正な対応に係る実施報告の件を議題といたします。

　　事務局から説明をお願いします。

　　藤井主任。

藤井主任 　　それでは、22ページ、23ページをご覧ください。

　　今年度の違反転用への対応につきましては、議案書に記載のとおり実施をいたしました。

　　今後の対応につきましては、未解消案件及び新規案件につきましては、各地区の農業委員さん、推進委員さん及び長野県の協力を得ながら、継続して是正指導等に努め、必要に応じ、定例総会、また各ブロックへの状況報告・支援等について協力を求めていく予定であります。

　　以上、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいまの報告について、委員の皆様から質問、意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　ご意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおりご承知おきをお願いいたします。

　　農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、暫時休憩といたしますが、再開はあの時計で6の行ったところ、半に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

(休　　憩)

議長 　　それでは、議事を再開いたします。

　　その他農業委員会業務に関する事項から議事を進めてまいります。

　　報告事項アは既に終わりましたので、イの令和3年度第4回農業経営改善計画の審査結果についてから進めてまいります。

　　農政課の説明をお願いいたします。

　　田村主事。

田村（農政課）主事 資料27ページをご覧ください。

令和3年度第4回松本市における農業経営改善計画の審査結果及び令和3年度複数市町村に係る農業経営改善計画の審査結果についてご報告いたします。

まず、認定農業者制度の内容についてですが、根拠法令である農業経営基盤強化促進法の一部改正により、令和2年4月1日から2以上の市町村の区域内において農業経営を営もうとする者については、長野県知事または農林水産大臣が認定処理することになりました。

次に、認定基準ですが、松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が令和2年4月9日に告示され、所得目標が見直されました。数値については、資料の表のとおりです。

審査方法については、原則年4回審査を行い、第三者組織に当たる松本市農業支援センターの経営改善指導班へ意見聴取を行い、認定するものです。

今回、松本市長が認定した農業経営改善計画認定者は、新規が個人10件、組織2件の計12件、再認定が個人14件、組織2件、共同3件の計19件、変更が個人1件、組織1件、共同2件の計4件、以上35件について、全件承認されたことをご報告します。

また、令和3年度に長野県知事が認定した農業経営改善計画認定者は、個人22件、組織7件、共同2件の計31件となります。こちらについても全件承認されたことをご報告します。

以上です。

議 長

ご苦労さまでした。

ただいま農政課から説明がありました。

これより質疑を行います。

推進委員の皆様も含めまして、発言のある方は挙手をお願いいたします。

じゃ、河西委員。

河西農業委員

ちょっと不勉強で、教えていただきたいんですけども、長野県知事が認定した者と松本市長が認定した者と、これ、2種類あるんですけども、これはどういう違いがあるんですか。

議 長

じゃ、田村主事。

田村（農政課）主事

長野県知事と松本市の認定の違いにつきましては、松本市内においてのみ農業をされている方については松本市への認定になります。長野県知事の認定につきましては、松本市及び他市町村の農地を利用して農業をやられている方、そういった方については長野県知事の認定となります。

以上です。

河西農業委員

分かりました。ありがとうございます。

議 長 ほかの方で何かご質問、ご意見、じゃ河野委員。

河野農業委員 27ページの頭のところに表になっていて、松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想ということで、それぞれいわゆる年間所得目標ということで載っておりますが、なかなか年間所得でこれを超えていくというのは、難しい部分が多い方もいらっしゃると思うんですが、この金額をもう少し抑えめにすることはできるかどうか、その辺のことを農政課のほうにお答え願いたいと思います。

議 長 田村主事、お願いします。

田村（農政課）主事 そうですね、金額につきましては、現状はこの金額なんですけれども、下げる、ここから引き下げるということについては、県の基準に基づいてこちらの金額を決めておりますので、今後変える余地といたしますか、変える可能性、変わる可能性もちろんありますが、下がるかどうかというのは、ちょっと現段階では分かりかねる部分がございますので。変わる可能性はあります。

以上です。

議 長 目標ということですね。

河野農業委員 今、農政課のほうで県のほうの基準と見比べて松本市の基準をつくっているということなんで、また県のほうともちょっと調整をいただいて、そのことが可能であるかどうか検討をお願いしたいと思います。

議 長 じゃ、検討してもらいます。
次、塩原委員、お願いします。

塩原（秀）農業委員 すみません、関連してなんですけれども、ここにはあくまで計画ということで、530万円の計画をプランとして提示されている方が認定されているわけですが、もう何年も委員の関係をやっていますが、実際にこの計画を達成されている方というのは、全体の何%くらいおられるわけですか。

議 長 田村さん、お願いします。

田村（農政課）主事 全体の、すみません、正直申し上げますと、何%達成しているかどうかまでは把握はできておりません。そういった現状がありますので、ここでちょっとお答えすることはできかねます。すみません。

議 長 そういうことだと思いますが、現状の把握だけでもちょっとする、何らかの形でね。せっかく目標立って、これなんだからという必要は確かに感じ

ます。その手段とか、どういうふうに生かすかというのは、それぞれまた検討してみてください。

田村（農政課）主事 はい。

議長 ほかに。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですかね。

なければ、本件については、ただいまの説明のとおりご承知おきをお願いいたします。

続きまして、報告事項ウ、令和3年度第4回青年等就農計画の審査結果についてを議題といたします。

農政課から説明をお願いいたします。

上條主査。

上條（農政課）主査 農政課の上條を申します。よろしくお願いたします。

まず、資料の32ページご覧ください。

私のほうから、令和3年度第4回青年等就農計画の審査結果について報告させていただきます。

本年度第4回青年等就農計画の申請におきまして、今回、1件の申請がございまして、指導班書類審査の結果、適当と認められましたので、認定をいたしまして、報告をするものでございます。

制度の概要につきましては、資料のとおりでございまして、特に前回と変更はありませんので、省略をさせていただきたいと存じます。

今回の青年等就農計画の認定者でございしますが、1名、お名前は川名亮さん、地区は島立でございします。新たに就農、農業経営を開始した方で、作目は施設野菜ということで、キュウリ及びトマトということになります。

この方1名ですが、JA松本ハイランドと松本市が実施しております松本新規就農者育成対策事業の3年間の研修を昨年12月に終えまして、現在、キュウリの春作を進めているところでございます。

該当地区の農業委員の皆様には、経営の確立、それから安定経営に向けまして、定期的にサポートをしていただきますようお願い申し上げます。

説明は以上でございします。

議長 ありがとうございます。

濱委員、何か補足ありますか。

濱農業委員

この川名君ですが、先ほど物置建てると言って申請を出された〇〇〇〇さんのところで研修をずっと積んでおりまして、〇〇さんの世話で、今、ハウスを建てているところです。もうそろそろできると思いますがけれども。

それで、しっかり研修やっておりますので、島立の古いハウスを誰が壊してどこへ行くっていうのをあらかじめ把握するくらいハウス探しに一生懸命な人で、もう大丈夫だと思います。期待される人です。

議長

ありがとうございました。

じゃ、北野推進委員さんも含めまして、サポートをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ほかに何かありますか。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですかね。

なければ、本件はただいまの説明のとおり承知おきをお願ひいたします。

続きまして、報告事項のエ、令和3年度家族経営協定締結状況についてを議題といたします。

農政課から説明をお願ひいたします。

田村主事。

田村（農政課）主事 資料33ページ及び別冊の資料を併せてご覧ください。

令和3年度家族経営協定締結状況についてご報告いたします。

着座にて失礼いたします。

初めに、家族経営協定の概要についてご説明させていただきます。

別冊資料をご覧ください。

家族経営協定とは、農業経営の方針、家族一人一人の役割、就業条件、就業環境等を家族全員で話し合い、農業と生活のルールとして書面に表わすものです。協定を締結すると、家族単位で認定農業者になることができたり、条件が合えば、配偶者や後継者の方が農業者年金の保険料の補助を受けることができます。

続いて、締結までの流れについてですが、まず下書きシートを作成し、事務局へ提出していただきました。提出された下書きシートを基に、事務局で協定案を作成し、その後、協定者、松本市、県の3者で協定案を基に面談を行い、内容を精査した上で、正式な協定書を作成します。完成した協定書の内容を最終確認し、3者で調印を行い、協定締結となります。

続いて、地区別の締結者数ですが、別紙1に記載のとおりですので、ご確認ください。

また、年間の締結目標数は5組となっており、目標の達成には、農業委員皆様のご協力が必要となります。引き続き家族経営協定締結の推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、現在、家族経営協定の締結につきましては、随時受付を行っているところです。今後、地区内で締結希望者がいらっしゃいましたら、事務局への連絡手段として、別紙2の家族経営協定締結予定者報告書、こちらをご活用ください。報告書を使用する際は、こちら、事務局でご用意いたし

ますので、ご連絡ください。

引き続きまして、令和3年度家族経営協定締結状況についてご報告します。
資料33ページをご覧ください。

令和3年度の締結者については、新規締結者6組、再締結者7組の計13組となります。

今後も多くの方々に締結してもらうため、地区の皆様への積極的な推進をお願いいたします。

以上です。

議 長

ご苦労さまでした。

それでは、二村さん、お願いします。

二村農業委員

すみません。それで、この家族協定の資格というんですか、農業をどのくらいやっているかという、そういう基準といいますかがあるんですか。

それと、もう一つ、再締結の場合はご連絡が来るんですか。すみません、その2点をお願いします。

議 長

じゃ、田村さん、その2点と協定のメリットをちょっとよろしく願います。

田村（農政課）主事

まず、1点目の農業の就業条件等につきましては、特に定めてはおりませんので、例えば始めたばかりの方についても、就農届提出されている方で、農業をやられているということが分かれば、締結は可能になりますので、何年やっていなければいけないとか、そういった決まりは全くございませんので、ご安心ください。

続きまして、すみません、2点目の質問なんですけれども、再締結の場合は、こちらから特に連絡はいたしません。というのも、面談を行って締結を結びましたら、自動的にもう更新され続けていくので、協定自体は永遠に残るものになります。なので、ご家族の中でご判断していただいて、もし見直し締結の希望がありましたら、事務局のほうにご連絡いただければ、また再度締結の手続をさせていただくような形になりますので、よろしく願います。

以上です。

もう一点、すみません。家族経営協定のメリットなんですけど、別冊にも書いてあるんですけど、大きく言いますと、やはり農業者年金の保険料の部分の補助というものが大きいかなと思います。

家族経営協定を締結していただければ、締結していただいたご家族の皆様、もし農業者年金をかけられている場合は、そちらの保険料ですね。お支払いするお金が安くなったり、そういったメリットがございます。

それで、別冊資料の最後のページにカラーの両面刷りのものがありまして、こちらにも一応メリット、裏面ですね。最後のページですが、協定締結による制度上のメリットということで載せてございますので、こちらも併せ

てご確認いただければと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。
よろしいですか。

二村農業委員 すみません、何度も申し訳ないんですけども、お勤めしていて、土日は農業をやるという人はどうなんですか。それ聞かれたんですけども、すみません。

議長 田村さん。

田村（農政課）主事 ご家族の皆さん、絶対に農業をやっている必要があるかという、そうではなくて、例えばお父様、お母様がやっている中で、息子さんですとか娘さんが土日だけ手伝うという場合でも協定の対象にはなりますので、そこはご安心いただければと思います。

議長 そういうことですので、案外精神的なメリットもあるし、具体的な補助の内容のメリットもありますので、夫婦関係とか、親子関係とか、精神的な面も含めて一遍ちょっと考え直すいい機会にもなると思いますので、ぜひ該当で意欲のある方があったら、お勧めをお願いしたいと思います。
ほかにこの案件に対して。
お願いします。

長崎推進委員 ちょっと不勉強なもんですから、よく分からないんですけども、これ、会社で言えば就業規則とか労働協約みたいな部分とよく似ているんですけども、会社で言えば例えば、今の農業者年金の問題ありますけれども、労使が年金を半々で負担することになっているんですよ。それは労働協約というか、国もそういう再制度になっているわけで、じゃこの家族協定というか、やれば、就業規則と同じような、労働協約と同じような扱いになって、農業者年金の掛金を経営体が半分、従業員、職員が半分というような、そういうところまで波及することはできるわけですかね。

議長 基本的には強制力はないが、田村さん、どうですか。

田村（農政課）主事 年金の国庫助成の関係なんですけれども、すみません、ちょっとすぐどこまでの補助が出るかというのが、ちょっとここで答えできないんですが、具体的な金額はちょっとここで申し上げられないんですけども、助成というか、補助は出ます。ということしかお答えできないです。すみません。

長崎推進委員 農業者年金に関する補助という問題は分かるけれども、これ、考えによっては、経営者と従業員との協定に近いわけですよ、家族協定と言いながらも。そうすると、やっぱり労働者に対する厚生年金なりの、そういったものを事業主と従業員との関係という、そこまで波及すれば、半々に負担するということは可能な話だと私は思うんですよ。

でも、そこまで波及する話なのか、そこまで行かない、少し生ぬるい労使協定というか、就業規則かなという程度にしか思えないのか、ちょっとそこら辺が分からないので。

議長 基本的には後者のほうだと思いますがね。それぞれ経営体で考える、その辺は。でも、自分の全部財布なり、法人のそこで解決しなきゃいけないことだもんで、多分そんなような私自身は捉えどころはしていますけれども。田村さん、何かありますか。

田村（農政課）主事 そうですね、法人のような大きい強制力はなくて、家族間でのあくまで協定になりますので、大きい強制力はないです。

議長 いいですか。

長崎推進委員 法人化という部分で考えていかなきゃいけないかなという感じには承りました。

議長 農業者年金即法人という結びつきはちょっと薄いけれども、それぞれ経営体の中で、法人になればかえって入りにくいというか、入れないという場面も生じてくる可能性もあるし、そこはまたそういうことです。

それぞれこの案件に関してほかにご質問は。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですかね。

じゃ、それでは前段で申し上げたとおり、また地域に帰られた中で、該当する方で関心のある方があったら、一言こういうこともありますし、また今、意見等々出されたこういう年金の情勢の中で、やはり我々は農業者年金だ、そういう結論にもなると思いますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、報告事項オ、令和3年度農業者年金加入推進結果についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

板花補佐。

板花局長補佐 事務局の板花でございます。着座にて失礼いたします。

34ページ、令和3年度農業者年金加入推進結果についてでございます。

系統組織の2か年運動ということで、令和3年度、それから令和4年度の2か年でございますが、この一環として、加入推進強化月間、昨年11月から2月までということで、強化月間を設けて行った活動の結果、さらには本年度の加入推進結果について報告をいたします。

2番の表のところをご覧ください。

2か年目標として、新規加入者10名を掲げたところでございます。令和3年度の目標は半分の5人と。内訳は、20歳から39歳の若年層2人、また女性3人というようなことで目標を掲げてございます。一番右の太枠のところは令和3年度の実績でございます。括弧内につきましては、11月から2月までの強化月間中の加入ということでございます。

いずれにいたしましても、新規加入者、かなり増えたという実績でございます。

ただ、女性につきましては、まだ目標に若干届かないかなというふうなところでございます。

また、令和4年度一層の推進が期待されるところでございます。

3番目、加入動機でございます。

(2)のところに「農業委員・推進委員からのすすめ」というふうなものも5名ほどありましたので、本当にお力添えいただき、ありがとうございました。

また、加入推進記録簿提出者には、3月分の手当と併せて報償費を支出済みでありますので、申し添えます。

以上、加入推進結果でございました。

議 長

ご苦労さまです。

ただいま事務局から説明がありました。

質疑を行います。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

じゃ、倉科委員。

倉科農業委員

すみません、農業者年金の加入推進につきまして、私も何件か回らせてもらったりしたんですけれども、事務局のほうには個別にお伝えしてありますが、年度当初といいますか、農業委員を受けてから頂いた際の加入推進のリスト、それぞれの地区ごとに皆さんお持ちかと思いますが、やっぱりそれ見ますと、既にお勤めされている方であったり、見ると、市役所に勤務の人もいたり、これで加入年齢、今度65歳まで引き上げられるということなんですけれども、大体定年も延びてくるというようなこともありますんで、ちょっとリストにつきましては、今年1年見た中で、自分の地区の中は把握できますけれども、やっぱり人がどんどん替わっていくときに、やっぱりそのリストに挙げるべき人なのかどうなのかというのをちょっと精査していただいてリストアップしていたものを加入推進のリストということで配付いただければ、無用な勧誘をしなくて済むといいますか、「俺は勤めているから、そんなのそもそも入れないじゃないか」なんていう話

をされなくても済みますので、ちょっとそのあたりを、新規就農のときにいろいろな話をすると思いますので、そこら辺を反映したものでぜひリストのほうを作成いただくようお願いしたいと思います。

議 長 ありがとうございます。
じゃ、板花補佐。

板花局長補佐 ご意見ありがとうございます。リストの精査につきまして、来年度は一層努めてまいります。

ちなみに、認定農業者で年金に加入してない方とか、そういった基準でリストアップしていたかと思いますが、実は会社に勤めている方だったとかということも中にあるかと思いますが、可能な範囲で精査に来年度は努めてまいります。ご意見ありがとうございます。

議 長 ほかにどなたか。
じゃ、矢嶋委員。

矢嶋農業委員 私も推進している中で、国民年金基金に入っちゃったってご本人が言った案件二、三件あったんですけれども、多分国民年金基金と農業者年金、ダブルでは入れないと思いますので、国民年金基金との整合というか、チェックというのはできるんでしょうかね。役所のほうでそういうチェックはできるのかという。

議 長 どう。

板花局長補佐 確かに国民年金基金とダブルでは加入できないもので、どっちか選ぶということになりますので、来年は、担当課の市民課年金係と横の連携を取って、そこら辺の精査ができるかどうかも含めて、またちょっと検討したいと思いますので、持ち帰らせていただきたいと思います。

議 長 では、よろしくご検討ください。
ほかにありますか。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですかね。
じゃ、ほかになければ、本件についてはただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おき願いたいと思います。

次に、報告事項のカ、令和4年度松本市農業委員会関係予算についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。
高橋係長。

高橋係長

それでは、松本市議会2月定例会で新年度予算が可決され、決定されたので、ご報告いたします。

なお、これから先、着座で説明させていただきます。

農業委員会に係る予算についてですが、まず歳入です。歳入は、実績に基づく数字となっておりますので、歳入ではなく、歳出を中心に説明させていただきます。

初めに、歳出、1つ目の白丸、人件費2,869万円、前年度比23万円の増になりますが、これは1名欠員となっていた農業委員が解消されたことによる増となっております。

次の白丸、農業委員活動費、前年度比69万円の増で、327万円となっております。

1つ目の黒ポツ、報償費19万円は、隔年開催となっております農業活性化シンポジウムを令和4年度に開催するための経費であり、主なものは講師謝礼になります。

2つ目の黒ポツ、費用弁償147万円、前年比46万円の増ですが、農業委員会視察研修を1泊2日で実施するための委員の宿泊費などが主なもので、関係予算として、次の黒ポツ、随行する職員の普通旅費や、おめくりいただきまして、次のページ、上から3つ目の黒ポツ、借上料、バスの借上料となっておりますが、これが37万円となっております。

ページお戻りいただきまして、一番下の黒ポツ、消耗品費24万円、前年度比33万円の減ではありますが、これは委員改選に伴うものが解消されたことによる減となっております。

おめくりいただきまして、次のページの白丸、農業者年金事業費44万円、前年比1万円の減ですが、これは農業者年金加入推進報償費の実績に基づく減となっております。

次の白丸、農業委員会事務局費429万円、前年比8万円の増ですが、これは長野県農業会議負担金と松塩筑安曇農業委員会協議会負担金の増が主なもので、それぞれの負担金の算定基礎数値を直近の農林業センサスの数値へと変更したことによるものとなっております。

最後の白丸、農地銀行活動促進事業費182万円、前年比22万円の増ですが、これは農業委員会へのタブレット端末の導入に伴う推進費になります。

なお、(3)令和3年度からの繰越事業ということで、タブレット端末の導入について36万円と記載ありますがけれども、こちらについては、次の報告事項で板花のほうから説明がありますので、よろしくをお願いします。

説明は以上です。

議 長

ありがとうございました。

これより質疑を行います。

発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。

議長

なければ、本件については、ただいまの説明のとおりでご承知おきをお願いいたします。

次に、報告事項キ、農業委員会による最適化活動の推進等についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、37ページからになります。

また、今後どうやっていくかというようなことを皆さんとご相談をしなければいけないと思っておりますが、まずは報告ということでお願いします。

この2月2日付で農水省経営局長通知というものが出まして、後ろのほうにその通知が添付はしてございますけれども、来年度以降の農地等の利用の最適化に推進に係る活動、これ、最適化活動と呼びますけれども、これに対する新たな考え方が示されましたので、情報共有をするものです。

経営局長通知でございますが、このタイミングでということでございますが、これは改正農業委員会法5年後の見直し検討を踏まえて発出されたということでございます。規制改革実施計画等の決定を受けて、こういうものが出てきたということでございます。

農業委員会法の大改正は、平成28年4月に行われていて、農業委員の選挙制度の廃止であったり、新たに推進委員制度を創設したりというようなことで、60年ぶりの大改正と言われたのが平成28年の改正でございます。そこから5年たって、どうだったかというようなことの中で、経営局長通知が発出されたという経過でございます。

3番目、通知の概要でございますが、農業委員会の目標設定等がかなり厳しく管理されることになってきたということでございます。

(1) 農業委員会は、毎年度、最適化活動に係る目標を設定するんだと。

(2) 最適化活動に係る目標は、成果目標と活動目標の2つから成っているんだということでございます。

まず、成果目標でございますけれども、組織の成果目標ということで、目標は市全体及び委員の担当区域ごと設定というふうなことでございますが、中身を見ると、まず農地の集積については、考え方として、先ほど来出てきている農業経営基盤強化促進法という法律、先ほど農用地利用集積計画でどんどん出てきましたけれども、これに基づき設定した目標を利用するんだと。

参考として、県の基本方針に基づく本市の基本構想ではどうなっているかということ、目標年次は令和10年です。市全体の集積目標は60%とされています。地帯別には、地帯別に見ていくと、県の指針で、都市近郊地帯、市内では旧市と芳川地区が該当するということで、55%集積率、水田地区、島内、島立等でございますが、70%、園芸地帯ですが、笹賀とか今井とか梓川とか、60%、中山間地帯、中山とか入山辺とか本郷、四賀と

いったところ、35%というようなことで、令和10年にこういった数字を利用して目標を設定するんだということでございます。

それから、遊休農地の解消の関係でございます。

令和3年度時点の緑区分ですね。緑区分とか黄色区分というのは、昨年のブロック会議でご説明したところですが、草刈り程度ですぐ解消できるものが緑区分ですが、令和4年度から8年度までの5年間で解消と。全部全て解消だと。

それから、令和3年度時点の黄色区分、ちょっと基盤整備、重機等の基盤整備を導入しないと、すぐには解消できないぞという程度のものが黄色区分ですが、これは解消のための工程表を策定すること自体を目標に設定しなさいと、こういうことですね。

続きまして、次のページへ行きまして、遊休農地でも、新たに発生する遊休農地がございます。前年度に新たに判明した緑区分、草刈り程度で解消できる遊休農地は、前年度に判明したものは、翌年度、当該活動年度にその全てを解消することを目標にするんだということです。

それから、最後、新規参入の促進に関する目標設定ですが、農業委員会は農地の所有者から、新規参入者に貸付け可能な農地を取りまとめて公表するものとし、当該農地が直近3年間、つまり平成28年から平成30年度、28年度から30年度のその3か年の権利設定または移転が行われた農地面積全体の平均の1割以上となることを目標に設定するんだと。貸付け可能な農地として取りまとめた面積が全体の1割以上になることを目標にしてと、こういうことでございます。

それから、今説明したのが成果目標であります、今度組織としての活動目標です。

活動目標は、(ア)活動強化月間の設定ということで、農業委員会は、毎年度、3か月以上を強化月間として目標に設定と。

それから、(イ)として新規参入相談会への参加。県や市などが実施する新規参入相談会に農業委員、推進委員が1名以上参加することを目標に設定と、こんなようなことが書かれています。

これまで説明したのが組織の目標ですが、今度(3)につきましては、委員の目標になってきます。

まず、委員の目標の成果目標がアでございますが、農業委員会全体の目標に対する地区別の内訳として、上記の(2)のアの考え方に従って担当区域ごとに設定するんだということでございますので、ちょっとどんな形になるか分かりませんが、島内とか、島立とか、和田とか、中山とかというような、そういう区域ごとにその目標が達成されているかどうか見ていくんじゃないかなというふうに想定しているところでございます。

それから、イとして活動日数目標でございます。系統組織として統一的な日数として、1か月10日程度を設けるというような考え方が示されているところでございます。

また、この活動日数をしっかり把握するために、全て記録していくことが大切だということで、活動記録簿が終わってしまって、また送ってくださ

いというようなお問合せを、ここのところ受けておったんですが、情報として、活動記録簿が新しくなるというふうなことが入っていましたので、ちょっと待ってもらっていたというようなこともあるわけですが、これについては、また後ほど説明しますけれども、どんなことでも活動実績にカウントしていただきたいということで、例えば道すがら荒れている農地を確認したというのは、もう現地確認が1つの実績ですよと。あぜ道で立ち話していたら、農地を貸したいというような相談を持ちかけられた。これも出し手、受け手の意向把握として、活動日数1日としてぜひカウントしてくれというようなことで、どんなことでも全て挙げてくれということでございます。そのために、書きやすい様式を考えまして、またちょっと後でご説明するところでございます。

関連しまして、最後、4番のところですが、最適化活動を推進するための環境整備ということで、これはもう本当に国主導で、市町村ということではなくて、もう国が100%なんですけど、全国の農業委員会にタブレットを配備する計画が進行しています。令和3年度の岸田政権の補正予算で4億5,000万円を確保して、全国の委員に配るということでございまして、最初、推進委員の2分の1の台数を基準に要望を上げてくれということでございましたので、松本市としては、推進委員18名という中で、2分の1ということで、9台を要望したところでございますが、最近の情報によりますと、国が想定するほど要望が上がってきてないという中で、都道府県の圏域を超えた調整、あるいは市町村間の調整というようなことを進める中で、できるだけ1人1台タブレットが行き渡るように調整を進めることがどうやら可能になってきているんじゃないかというような情報が最近どんどん入ってきていて、来年度、令和4年度中には1人1台というふうなことがかなりのパーセンテージで実現可能じゃないかなというような見立てを今のところしているところでございます。まずは先行して9台というふうなことでございますが、ただ、これも繰越明許ということで、この9台分につきましては、松本市の段階で予算を繰り越ししますけれども、その他追加配備が想定される分につきましては、関東農政局の段階で予算繰り越しというふうに聞いております。いずれにしても、配備されるのは、多分夏を過ぎた秋ぐらいになるんじゃないかなというふうに見込んでおります。

ただタブレットを配備するだけじゃなくて、関連するソフトも急ピッチで今、農業委員会、方々の農業委員会の意見を聴きながら、急ピッチでプログラム、アプリケーションソフトを今、開発中との情報を聞いております。

それで、このタブレットの活用ですけれども、国のほうでは、後ほど出てきます人・農地プランの法定化というふうなこともあるんですが、人と農地を結びつけて、この一つ一つの農地に対して、10年後の目標地図として、誰がその農地を担っていくんだというようなことを1筆単位でつなげていく。そのちょっと気が遠くなるような膨大な作業を、タブレットで一つ一つ委員が意向を確認して、戸別訪問をして、情報をタブレットに打ち込んで、それを結果として目標地図に反映させるんだというようなことが

国の基本的な考え方になっています。

松本市農業委員会としては、それはさておいて、むしろ遊休農地の調査において、紙の地図で調査するよりも、タブレットで現場に行き行って盤面で拡大、縮小を自由自在にできて、今いる位置も正確に特定できてというところで、そこでこの農地の状況がどんな状況にあるのかということやタブレットでタッチして、すぐ入力できるというような、そんな方向が非常に活用できるんじゃないかなと考えています。

また、コロナ対応で、総会でそんなに人がたくさん集まれないようなときに、タブレットでリモート会議とか、あるいは紙資料の削減とか、そういうほうにタブレットの利用価値があるんじゃないかなというふうに思っているところがございますが、国の想定は、これから説明するほうに重点を置いている、重きを置いているということがございます。

それが39ページでございます、39ページ以降でございますが、その前に、まず5番目、上のところの5番目ですけれども、本市の農地利用最適化推進指針との関係ということで1点お願いしたいと思っております。

昨年12月の総会でご案内のとおり、松本市の指針は、平成31年の2月に策定した指針があるんですけれども、委員さんが昨年8月に替わったものですから、現在地の立ち位置も確かめた上で、見直すかどうかということの方向性を出すということでご説明しましたが、その後、先ほどの経営局長通知の発出によりまして、目標設定の考え方や前提条件が大きく変わったということがございます、2月28日の農業振興委員会で協議した結果、ひとまずこれは凍結して、経営局長通知に基づく目標設定をまず優先しまして、その後、改めて指針の見直しを進めると、経営局長通知との整合を図るということにしましたので、ご承知おきください。

今後の予定としまして、令和4年度は上半期に、通知ではできるだけ早くと書いてありますけれども、ちょっと時間を取って、上半期ぐらいで目標設定、それから令和4年度中に目標設定後、指針を改めて見直すというふうな工程表にしたいと考えております。

最後、参考として、農業委員会と最適化活動を取り巻く国の動きでございますが、まず(1)人・農地プランの法定化ということで、今、国会で審議されているところがございます。具体的には、農業経営基盤強化促進法等の改正ということでございまして、現国会で成立して、法施行は来年の4月1日、ですから1年後ですね。ちょっと準備期間を取って、1年後に法が施行される予定と聞いております。そして、目標地図の作成というのが出てくるんですが、人・農地プランに基づきまして、10年後に目指す姿としての目標地図を作成するんだということがございます。

これは、目標地図の動き出しは令和5年の4月以降、法施行後になりますので、令和5年度、それから令和6年度、この2年間で目標地図を作って、つまり令和7年3月末までに完成させるんだということがございます。

目標地図の取りかかりとして、まず現状地図を作成すると。現状把握をまず進めると、そういうこととしまして、農業委員会は市町村や農地バンクと協力して、目標地図の原案、10年後の目標地図の原案を作成する

んだと。決定は市町村が決定するんだけど、目標地図の原案は農業委員会が作成するというふうなことがその法に規定される予定です。

地図の作成に当たっては、農地1筆ごとに耕作者を張りつけるんだというふうなことでなっています。

それから、(3) 目標地図の実現に向けた農地の集約化等の促進ということで、目標地図を実現するには、個々の要望に応じた相対契約では、もう壁があり困難だと。集積、集約化を効率よく進めるためには、地域全体で農地の利用を再構築する手法への統合が必要だと。具体的には、農業委員会の利用集積計画を、つまり一般方式を農地中間管理事業の方式に一本化するんだというふうなことです。こういう方向が盛り込まれております。

ただ、具体的には、農用地利用集積計画は、5年とか10年とかというふうな期間で計画があるもので、契約期間が残っているものは、法施行後もそのまま農用地利用集積計画として引き継がれるわけですが、期限が切れたものから、農地バンクが進める、今度農用地利用集積等促進計画というふうなものが農地バンクでつくられて、そちらに統合、一本化されるというふうな内容になっています。

ただ、相対契約の手段としては、まだ農地法3条の貸借は残るということですが、一般的に農業委員会で審査している集積計画一般分というのは、もう統合されてしまうというふうなことが法律に盛り込まれているわけですが。

主なところはそんなところなんですけど、今日、会長にちょっとこんな記事があるよということで勧められて、皆さんのところにお配りした新聞記事が1枚あります。日本農業新聞の3月21日の新聞記事でございまして、人・農地プラン法定化ということで、大きな見出しのところに「どう利用し誰が担うか 将来像を地図で具現化」とあります。

2段目のところ、生産の効率化が必要だとして、分散した農地の集約を進めたい考え。

3段目のところへ行って、人・農地プランを地域計画として法律に位置づけ、農家らによる話し合いを基に計画策定を各地域で進め、農地集約を加速させる狙い。

5段目に行きまして、地域計画には農地1筆ごとに将来の利用者を特定した目標地図を盛り込みます。目標地図の素案は農業委員会が作ります。それから、真ん中のところで、タブレット端末を通じて、デジタル上で情報を蓄積、これを基に目標地図を練ります。目標地図を含む地域計画は、改正法の施行から2年間で作成しますというふうなことが書いてあって、これが分かりやすくまとめられた記事になっています。

ということで、タブレットの導入の狙いが、この人・農地プランの法定化、あるいは目標地図の作成とリンクして、国が国費で100%、全国の農業委員会にタブレットを購入して配ると。ソフトもインストールされた状態で配ると、こういうのがこの話の核心になりますんで、ご理解をいただきたいと思います。

それで、今後どうやって地区に入っていくかというふうなことをまた検討

していかなければいけないもので、地区で目標地図に作るにしても、委員さん個人個人の動きということも当然あるんですが、そうじゃなくて、あるいはJAとの協力、あるいは地区でいろいろな組織があって、先ほど出てきた中山間地の組織であり、あるいは多面的機能の組織であり、あるいは生産者の組織であり、地区農業再生協議会の組織があったり、農振協議会の組織があったり、いろいろな活動組織があって、何を母体に、どこを母体にその地区の目標地図を作っていくのかというふうなことが、それぞれの地区で状況が異なるかと思うんですが、その中で、委員さんがどのような役割を果たして、この目標地図に関わっていくのか、それぞれの地区でまた動き、対応を考えていただかなければいけないということがもう分かってきていますので、今後の進め方については、皆さんと一緒に考えていかなければいけないということでございます。

また、市職員の体制につきましても、市内で20地区程度あるものですから、どのような形で職員が地区に入るのか。農業委員会の職員だけでとても対応できない。あるいは、じゃ農政課の職員とタイアップして、地区担当を置くのかとか、いろいろなマンパワーの部分、どうやって地区に関わるのかというふうなことも相談していかなければいけないものですから、いずれにしても、法施行は1年後になるんで、この令和4年度中にどういった動きが必要かということをしつくり思案して、法施行に備えていきたいと思っております。

また、タブレットが入れば、基本的な操作ですとか、いろいろなこともまた皆さんと相談して、研修会をやるなり考えていかなければと思っております。

ということで、農業委員会を取り巻く状況が農水省の経営局長通知によりまして変わってきているということをご理解いただきたいと思います。

あと、すみません、私からは以上ですが、活動記録簿の関係がありますので、ちょっと引き続きお願いしたいと思います。

議長

それでは、今回の国通知に対しての活動記録の新様式の説明ということで、お願いします。

高橋さん。

高橋係長

それでは、活動記録簿の様式の変更についてご説明いたします。

この4月から活動記録簿が新しくなります。お手元にこちらのオレンジ色の冊子と、あと封筒に入った松本市農業委員会という活動記録簿の裏表の同じ用紙が1人30枚入った封筒があると思います。

こちらなんですけれども、松本市農業委員会では、オレンジ色の冊子の活動記録簿のほうを示された際に、ちょっとこれはなかなか書きづらいんじゃないかなという思いがありました。こちらの活動記録簿は、自分たちがやった活動、どんな活動をやったかというのをこの9ページにあります活動項目一覧から番号を拾っていただいて、それを提出していただく記録簿のほうに、一番上から2番目の欄に項目大、中、小とあるんですけれども、

そこに記入していただいて、最後、細かい内容を実際に書いていただいて出すという、そういうものになっております。

それに対しまして、やはり長野県農業会議のほうでも、これはちょっとと思っただけ、活動記録簿、長野県農業会議が作った活動記録簿というのが示されました。それが封筒に入っている活動記録簿、これが4枚に分かれたものが農業会議が示した活動記録簿になります。

表の「(農地集積・遊休農地解消)」と右上に書いてあります。これが1枚。裏を見ていただいて、新規参入促進、ここの部分が1枚。そして、下の法令活動、ここの部分が1枚、計3枚様式がありまして、該当の様式のことを記入して提出するというのが長野県農業会議が示した様式です。

その2つの様式をちょっと見て、事務局内で検討した結果、もう少し出しやすいものにならないかなという苦勞の末が封筒に入っている活動記録簿です。裏表のものになっておりまして、該当する活動のものをチェックして、記入して、丸つけたりして出していただければいいように作ってみました。

またちょっと委員の皆さんのご意見を伺いながら、もともとこちらのオレンジ色のほうがやっぱりいいじゃないかとか、松本市のものもこうしたほうがいいんじゃないかという意見、きっと出てくると思いますので、そういう意見ありましたら、また事務局のほうにご要望を寄せていただければと思います。

ですが、取りあえずはこちらの封筒の中に入っている裏表の松本市独自の様式でちょっとやっていただけたらと思いますので、あくまでもこちらの活動記録セットのほうは、中を見ていただきますと、冒頭の部分、農業委員としての活動、どんなものがあるのかというようなことですか、あと後ろのほう、メモとかいろいろついていますので、そちらを参考に使ってくださいという形で活用いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ちょっと具体的に説明させていただきたいと思いますが、今回、板花のほうから話がありましたとおり、活動記録簿についても、さらに詳細に細かく書いて出していただくという形になっております。これ、なぜかといいますと、年度末にそれぞれの活動を点検、評価するということもちょっと求められている関係もありまして、あと目標を設定して、その目標に達成したかどうかということも見ていかなきゃいけないということもあって、活動記録簿も詳細な記入が求められているところであります。

まず、提出方法なんですけれども、今まで1か月に1枚、大体あの欄があれば、全部活動済んだかなというぐらいで、1か月に1枚、中には2枚出していただいていた委員さんもいましたが、1か月に1枚活動記録を出していただければ済んだんですけれども、今回は、こちら、1回の活動ごとに1枚出していただく形になります。

ただ、例えば農地パトロールやったよという方は、このどこに記入をするかということ、表の下の遊休農地解消の活動、この大きい1番、現地確認をした、これのイ、その他(農地の見回りなど)、ここの部分になります。

なので、今月は農地パトロールだけは3回したよというのであれば、ここに丸をしていただいて、活動日のところを3日間書いて、それで出しているだけでも構わないと思っておりますので、そんなように対応していただければと思います。

そして、よく総会にじゃ出席したというのはどこに書けばいいのかということだと、裏側、下の部分ですね。法令活動等とありますけれども、この1番、この上のほうに総会、研修会に出席したとありますが、このところに丸をつけて出していただくと。

そんな感じで、項目が細かく書いてありますので、該当のところに丸をつけて提出をしていただくという形で対応していただければと思います。

後ろの一番下に活動距離とあります。これ、今まで欄外に書いていただいた活動に係るガソリン代ですね。こちらのほう、費用弁償で支払いますので、こちらのほうに記入をするようお願いいたします。

あと、なかなか今回細かい活動、例えば行き帰りちょっと農地の見回りをしたとか、あと電話をしてちょっと相手方と話したよというような活動、そういう細かい活動も記入することになっておりますが、これ、1枚その都度書くというのは、なかなか手間がかかることだと事務局のほうも十分承知しておりますが、ぜひご理解いただきまして、ご協力のほうをお願いできればと思いますので、よろしくようお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明がありました。

事務局の説明の中でもあったように、ここで説明して、どういうふうに書いてくるかという点は、もうしばらく時間がありますけれども、今、前段の挨拶でも申し上げましたとおり、こういう流れということ把握していただいて、この1年でどういうふうな形で持っていくか。当然変わる場面もいろいろ出てくるとは思いますけれども、ただし、すぐ取り組まなきゃいけないということで、見える化の中でのこのペーパーの様式が変わったというようなのが流れです。

いろいろあると思いますけれども、それぞれご意見、ご質問等あったら、ここでお受けします。

じゃ、塩原委員。

塩原（秀）農業委員 今、農業委員としての活動の内容は聞いたんですけども、地区に帰ると、農業委員ということで、職名職でいろいろな仕事が、地区の受持ちがあります。そういうようなものというのはどこかに、この中に、例えば公害対策とか、空港対策とか、もっと言うと、JAの企画に参加してくれだとかというような会があるわけです。そういうようなものはどこに記入するのでしょうか。

議長

お願いします。

高橋係長　　すみません、JAの関係するもので、農業委員として何らかの意見等を求められたり、参考意見を求められたりしているようなものであれば、ちょっと該当するところに記入して出していただければと思うんですけども、例えば入学式に呼ばれたとか、そういった全く関係のないものについては、ちょっと農業委員としての活動にはなりませんので、こちらのほうは記入していただけないと考えております。

議　　長　　お願いします、柳澤さん。

柳澤農業委員　　今の質問に関連すると思うんですけども、私、本郷の場合には、要するに有害鳥獣から農地を守るための防護柵の維持管理というふうな仕事が、結構やってみるといろいろありまして、それに関連して、防護柵の近くにあるいわゆるアカマツの林、これを皆伐してしまおうというふうな話が出てきていて、そして先日も広域森林組合の方と一緒に、じゃどの辺の松、松山を、松林を切るのかというふうなことの見回りをしたりしていたんですよ。これも、引き継いだ前の農業委員さんから、いや、これ、大事な仕事だから、ちゃんとやってもらわないと困るよと言われたんですけども、こういう活動というのはどこのところに入るんですか。

議　　長　　板花補佐。

板花局長補佐　　防護柵は何のために設置するかということですが、まさに動物が出てくると、営農意欲がそがれるという中で防護柵が設置されたというふうに思っていますので、遊休農地にさせないために防護柵を張っていると。その防護柵の維持に関する活動とすれば、遊休農地解消の活動のその他の活動というふうなところに押し込んでいただくような感じでいいかなと。

柳澤農業委員　　とにかく本郷地区には山がたくさんあるもんですから、多分ほかの地区とはちょっとその辺、色合いが違うところがあるんですね。
そのほかでいいですか。

議　　長　　今の関連ですか。

柳澤農業委員　　いや、違います。

議　　長　　じゃ、ちょっと待ってください。
じゃ、ほかにありますか。

[質問、意見なし]

議　　長　　何しろ、保育園へ行ったり、小学校へ行ったりするのも大事な仕事だとは

思います。そこもやっぱり地域という我々職責を背負っている限りはね。その辺もちょっと懸念はあります。

じゃ、柳澤さん、じゃ次の質問を。

柳澤農業委員

非常に大きな仕事なんで、細かいことを言うと切りがないんですけども、少なくともこの経営局長の通達というか、通知に沿って活動していくということを優先的な理由とすると、今年度、今年度というか来年度ですか、これから1年間にどう進めるのかという、具体的には誰が旗振りをしながらという、関連するいろいろな組織がありますよね。JAだとか、それからここにありますように、だから、いろいろなやっぱり関係者が、あるいは既に、そういった活動に向けて、地域によっては集落営農のような形で取り組んでいるところもありますし、そういうところを何とかやっぱり、まず大きなやっぱりマイルストーンをですね、まずこれは農業委員会が主導的に設定してほしいと思うんですね。そうでないと、やはり個々の動きのベクトルが合わなくなっていってしまうという心配があるので、そこら辺をちょっとやはりこれから1年間の間に戦略的に進めてほしいなという気がします。

議 長

確かにね、マンパワーの問題で、事務局を持った体制じゃなきゃ、もちろんこれ、何も我々だけじゃ進むわけではないし、その上、おっしゃったような意味を含めまして、また皆さんのご意見を伺いながら、国の施策は施策として、利用できるような体制をそれぞれお知恵を拝借していきたいと思います。

ほかに。河西さん。

河西農業委員

すみません、ちょっと話戻って、農業委員会活動記録簿についてなんですけれども、様々な意見出まして、分からないことが多々ある状態だと思うんですけども、そこで記入例を1枚つけていただければ非常にありがたいんですが、いかがでしょうか。

議 長

これも千差万別の記入の仕方がどの程度かね。その辺も、高橋さん。

高橋係長

今回のこの活動記録簿、基本的には記入を、文字で書かなくてもいいようにということで、該当のところに丸をつければいいように基本なっております。

ですので具体的には、そうですね、もし迷うようなことがあれば、ちょっと事務局のほうにお手数ですが聞いていただいたほうがいいのかなと思います。

久保農業委員

これは、例えば丸が幾つでもいいわけだね。

高橋係長

幾つでもいいです。

久保農業委員 1か所にね。

高橋係長 今も活動記録簿を出していただく際に、1つの欄にやっぱり1つの相談で終わるということは少ないと思うんですよね。新規参入の話をすれば、農地探して、やり取りし、農地の集積、集約の活動にもどうしても触れてくるといったように、幾つもチェックして出していただいている委員さんがほとんどですので、複数チェック、複数の丸をしていただいで出していただければと思いますので、お願いします。

議 長 そういうことで、じゃ、お願いします。

細江農業委員 この書き方でいきますと、活動日は裏と表に1つしか書けないですよね。

高橋係長 はい。

細江農業委員 そうすると、表で1件、裏で1件、その日にやったことは書けるんですけども、日にちが替わると、もうその都度これを何枚もつけるということですよ。

高橋係長 はい、おっしゃるとおりです。例えば、一月に5回活動したら、それぞれ5回が全部違う活動であった場合は、5枚出していただく形になります。ただ、先ほど言ったように、農地パトロールだけ3回やったよということであれば、活動日のところに3つの日にちを書いていただいで、1枚提出で書いていただいても構いません。

細江農業委員 はい、分かりました。

議 長 よろしいですかね。
ともかく、初めてのことなんで、何かありましたら、また事務局と折り合いつけながら、なるべく沢山出してください。
高橋さん。

高橋係長 すみません、ちょっと付け加えたいと思うんですけども、中に30枚しか入っていません。今までも活動記録簿、欄いっぱい書いていただいた方なんかは、もうすぐに終わってしまうと思いますので、少なくなってきた段階で事務局のほうに言っていただければ、その都度お渡ししたいと思います。

それと同時に、今、少しの委員さんからメールで活動記録簿出していただいでいる委員さんもいらっしゃいます。今回メールアドレスいただいでいる委員さんにつきましては、こちらの様式、本日から明日ぐらいには送りたいと思いますので、そちらのほうもご検討いただければと思いますので、

よろしくお願いいたします。

議 長 倉科委員。

倉科農業委員 すみません、前段といたしますか、板花補佐のほうからタブレット端末の導入についてお話がありましたけれども、恐らく、今資料をざっと見たところ、国が用意している農地ナビのデータをそのまま使うシステムらしいんですけども、農地ナビ、ここ最近新しいものに刷新されました。使い勝手はあまりよくないんですけども、その中で、やっぱり私もいろいろな利用権設定の関係ですとか、貸したいとかいう相談受ける中で、農地の地番からすぐ探せるので便利で、使っているんですけども、利用権設定の内容が新しい情報に更新されていないものが多々ある。今後これを利用して目標地図を作るとか、そういうふうになった場合に、同じ例えばうちだったらうちの利用権設定している農地が全部出てこない。こういう物すごいデータの不整合といたしますか、実際に使ったときにうまく利用できない現状がありまして、どこが最終的にこのデータを整備してくれるのか。国なのか、どこなのか分かりませんが、やはりデータの基を持っているのは農業委員会なのかなと思いますので、ちょっとこのあたりをしっかりと使えるものに改善いただくようにぜひ、関係省庁があるんでしたら、そちらのほうにも要望を上げていただくようお願いしたいなと思っています。お願いします。

議 長 いいですか、板花補佐。

板花局長補佐 毎月毎月ご審議をいただいて、決定していただいた利用権の入力につきましては、農政課のほうで入力はしていますし、3条関係だったら、農業委員会で入力して、反映させております。

ここら辺の更新データは毎月更新していますので、新しいものについては適正に反映されている部分が多いかと思うんですけども、ちょっと過去において、システムを移行したりしているもんで、もともとは松本市独自の庁内のシステムだったものを、アウトソーシングのシステムに替え、さらに国が進める全国農地ナビというふうなところでまたデータを載せ替えたというようなデータ移行のところで、若干不整合データというのが生じている可能性があるもんですから、そこら辺につきましては、鋭意改善に向けて、また農政課等とも連携を取りながら、適正に図っていきたいというふうに前向きに考えますので、ちょっと若干まだ不整合データあるのは事実かと思いますが、また前向きに考えたいと思います。

倉科農業委員 ありがとうございます。古いものほどいけないかなというふうに見えますので、やはりその辺、ちょっと抜本的に見ていただかないと、全然使えない部分もありますので、よろしくお願いたいと思います。

議長 いいですかね。それ以上、そこ、深掘りしませんが。
それでは、よろしいですかね。

[質問、意見なし]

議長 なければ、本件につきましては、ただいまの説明のとおりご承知おきをお願いします。

次に、報告事項のク、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

板花補佐、お願いいたします。

板花局長補佐

まず、58ページの主要会務報告でございませけれども、1点、3月23日の農地転用現地調査でございませが、ちょっと交代がありまして、河野委員となっておりますが、実際のところは小林康基委員が現地調査行っていたいております。ちょっとここ、訂正をお願いいたします。

それから、当面の予定でございませけれども、4月18日でございませが、松塩筑安曇農業委員会協議会という組織の定期総会が予定されておりますので、協議会の代議員、9人の方ですね。会長と会長代理と委員長お二人、ブロック長さん、それから団体推薦委員、公募委員の代表の上條さんですか。またご予定をお願いいたします。

4月21日、農地転用現地調査は、今回は濱委員と齋藤委員の割り振りにさせていただきましたので、日程を事務局と調整願います。

それから、4月28日でございませが、1月にやる予定でした、コロナでちょっと延期ということでしたが、委員研修会を冒頭、13時15分から1時間半行いたいと思います。あらかじめ農政関係の松本市の農業施策に関する質問を情報・研修集委員会のほうで絞っていただいて、4点ほどですかね、投げて、説明をいただく。それ以外、4点以外にも、その他もろもろの質問については、文書で回答いただくというようなことだったかと思っておりますので、こちら辺を冒頭の1時間半で行いたいと思います。

その後、定例総会ということで、年の最初の総会ということで、1年間の予定や考え方等も含めて、また皆さんでご審議いただきたいかなと思えます。推進委員の方も含めまして、年度の初めの総会、お願いしたいと思えます。

あと、懇親会（予定）と書いてありますが、引き続きこんな状況ですと、大人数での宴会というのは、ちょっとできない状態ですので、これはちょっと難しいかなというふうに考えております。

あと、こちらに書いてございませが、南部ブロックの所属委員の皆様、4月6日水曜日でございませが、ドローンを使った薬剤散布研修会ということで、ブロック活動の中で〇〇〇〇〇さんの圃場のところで予定しておりますので、南部ブロックの関係委員の方、14時半に〇〇〇〇のお隣だったか、そちらのほうにご集合ということになっておりますので、ご予定をお願いいたします。

以上でございます。

議 長

何かありますか。ある方は発言をお願いします。
じゃ、中川さん。

中川農業委員

すみません、情報・研修委員会からです。

4月28日の、今、板花さんから報告ありましたけれども、本来、1月の定例総会時にやるはずだった私ども農業委員、推進委員の委員研修会を3か月遅れで4月にやります。要は、私ども農業委員、それから推進委員が去年の8月に任命または委嘱を受けて、これから農業委員あるいは推進委員がそれぞれの業務を遂行するに当たって、知っていなくちゃいけない知識を自分のものにしよう、そういう趣旨でした。

それで、どういうテーマがいいのかというのを去年のうちにいろいろとアンケートを取らせていただいて、それで一番多かったものを農政課に投げかけたという、そういうことになっています。

産業振興部農政課ですね、4つの担当がありまして、計画担当、それから担い手担当、生産振興担当、マーケティング担当と4つありまして、1時間半ですので、ざっと、時間も4等分にしますと、20分ぐらいになります。その20分の中で、まず初めの5分は農政課の人の担当、農政課のその担当から一番多かった質問に対して、こうだよといろいろと話をしてくれる。あとの15分は、これ、質疑応答にします。向こうが勝手にしゃべるんじゃなくて、むしろ私ども、こっちのほうからいろいろな質問を投げかけて、キャッチボールをするというような形で進めていきたいと思えますので、皆さん、いきなり28日の委員会に臨まれるのではなくて、自分は何を知りたい、何が分からないのか、何を質問したいのかというのをもう一度改めてご自信の中でチェック入れていただいて、それで28日の委員会に臨んでいただきますようにどうぞよろしくをお願いします。

ちなみに、アンケートの中でいろいろあったんですけども、例えば耕地課ね。産業振興部耕地課というのがあって、これ、例えば多面的機能交付金とか、こちらの担当は、ちなみに時間がないので来ないです。あと、それから都市計画課絡みの質問なんかもあったんですけども、これもちょっと時間の関係でありませぬので、基本農政課の4つの担当ということになりますので、当日、そういうことですので、活発な質問会になることを期待しておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

以上です。

議 長

ご苦労さまです。
そういうことで、ご協力をお願いいたします。
ほかに何かこの案件でありますか。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件については、ただいま説明のとおりですので、ご承知おきをお願いします。

以上で報告事項が終了いたしましたので、その他の項目に入ります。

最初に、松本農業農村支援センターから情報提供をお願いいたします。

戸谷補佐。

戸谷（松本農業農村支援センター）課長補佐 ご苦労さまです。支援センターの戸谷です。

情報提供ということで、資料をお配りしてあります。

まず、2022年の平年比の気象表ということになります。3月中旬までのデータで申し訳ありませんが、高温で推移しているということで、昨年は果樹で凍霜害ありましたが、また今年も、ここへ来てブレーキかかっているようなのですが、凍霜害、また十分ご注意くださいということです。

あと、その次のページは、「農作業事故が多発しています！」ということで、本日朝の情報なんですけど、管内で重傷事故がちょっと出てしまったようです。松本市さんではないようです。農作業が本格化してまいりますので、農作業事故、十分ご注意くださいと思います。

昨年は14件の死亡事故ということで、チラシのほうに記載してあります。

私の知人で、脚立2段目のところから落ちて、65歳だったかな、亡くなってしまいました。たった2段で亡くなっちゃうのって感じのことをやっぱりみんなしゃべっていたんですが、1段でも2段でも油断をしないということで、ベテランの方だったんですね。転んだ拍子に、やはり硬いところに頭を打ってしまって、脳挫傷ということになります。

トラクターを乗ったり、農作業をやるときは、できるだけヘルメットを着用するというので、近年おしゃれなものも出ておるように聞いておりますので、ヘルメットを着用して農作業安全にご注意いただければと思います。

慣れてきた作業ほど危ないです。手入れをするときは機械を止めるということの基本を守っていただいて、農作業事故にならないようにしていただきたいと思います。

一番最後の「稲作農家の皆様へ」ということでお願いを書いています。近年、海のほうへ被覆肥料の粒が流れていくので、その粒を出さないように水管理をしてくださいねということで記載してあります。長野県と、あとJAグループさんのほうで作ったチラシになりますので、またよろしくをお願いいたします。

以上です。

議 長

お疲れさまでした。

じゃ、続きまして事務局から連絡事項をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

1点、冒頭行いました松塩筑安曇の農業功績者表彰、昨年退任された委員で本日欠席されていた委員が6名いまして、お手数ですが、お近くにお住

まいの委員の席に、椅子のところに感謝状等を置かせていただいたもので、恐れ入りますが、ちょっとつないで渡していただければなということで、お願いしたいと思います。

あとは、最後、農地法の申請原本は机の上に置いてお帰りください。事務局のほうで回収させていただきます。

あと、最後、駐車券の処理等もございますので、事務局のほうにお申出ください。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

その他全体を通して委員の皆様から何かありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

それでは、本日の案件は全て終了いたしました。

円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。

以上、退任させていただきます。ありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

田 中 悦 郎

議事録署名人 17番

濱 博

議事録署名人 18番

齋 藤 勝 幸